

不二越病院施設基準について

令和4年3月1日現在

厚生労働大臣の定める施設基準に係る承認又は届出が受理された事項は次のとおりです。

I 基本診療料等

急性期一般入院料 4

- ◎看護職員配置が10対1、看護師比率が70%以上、重症度、医療・看護必要度Iが22%以上、平均在院日数が21日以内を満たしている病棟です。

診療録管理体制加算 2

- ◎診療情報を提供し、適切な診療記録の管理を行う体制を有しております。

療養環境加算

- ◎入院療養環境（1病床あたり8m²以上）を確保しています。

栄養サポートチーム加算

- ◎栄養管理状態が悪い、または栄養障害のある患者様を専門的知識を有した多職種からなるチームでサポートし、診療しております。

感染防止対策加算 2

- ◎院内感染を防止するため、感染防止対策部門及び感染制御チームを構成し、感染防止に係る日常業務を行っております。

データ提出加算

- ◎DPCデータを正確に作成し厚生労働省に継続して提出を行っております。

認知症ケア加算 2

- ◎認知症症状の悪化を予防し身体疾患の治療を円滑に受けられることを目的とし、多職種で評価を定期的に行っております。

せん妄ハイリスク患者ケア加算

- ◎入院早期にせん妄のリスク因子をスクリーニングし、ハイリスク患者様についてはせん妄対策を行っております。

II 特掲診療料等

喘息治療管理料

- ◎喘息患者様の治療に際しては必要な検査機器を具備し、専任看護師のもと、適切に管理しております。

糖尿病合併症管理料

- ◎糖尿病による足病変を起こす要因を有する患者様に対して、医師が必要と認めた場合は、適切な指導・処置・評価を実施しております。

ニコチン依存症管理料

- ◎禁煙治療に際して必要な検査機器を具備し、経験を有する医師と専任看護師のもと、適切に管理しております。

がん治療連携指導料

- ◎がん治療連携の拠点となる病院が作成した地域連携診療計画を共有し、当該計画に基づいた治療を行う体制を有しております。

地域連携診療計画加算

◎地域連携診療計画を連携保健医療機関等と共有し、計画に基づく療養を提供すると退院時の状態・状況等について情報提供しております。

医療機器安全管理料 1

◎臨床工学技士を配置し、生命維持管理装置等の管理及び保守点検を実施しております。

在宅血液透析指導管理料

◎在宅血液透析透析を行っている患者様に対して適切な指導管理を行っております。

薬剤管理指導料

◎病棟等で薬剤師が薬学的管理指導を行っております。

検体検査管理加算(Ⅱ)

◎院内検査実施可能な設備を有し、定期的に臨床検査の精度管理を行っております。

CT撮影及びMRI撮影

◎16列以上のマルチスライス型 CT 装置を用いてコンピュータ断層撮影を実施しています。

また 1.5 テスラの MRI 装置を用いて磁気共鳴画像の撮影を実施しております。

運動器リハビリテーション料 (Ⅲ)

◎適切な機能訓練が実施可能な設備と人員を有し、疾患や障害の特性に応じたリハビリを実施しております。

慢性維持透析 1 (人工腎臓)

◎透析用監視装置を適當数保有しており、その管理及び透析液の水質管理を適切に実施の上、透析治療を行っております。

導入期加算 1 (人工腎臓)

◎慢性維持透析治療を初めて行う際には、十分な説明を行っております。

透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 (人工腎臓)

◎透析治療に用いる装置及び透析液の水質を適切に管理しています。また複雑な慢性維持透析濾過を行う体制を整備しております。

下肢末梢動脈疾患指導管理加算

◎慢性維持透析を実施している患者様に対して下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、必要な指導管理を実施しております。

また、専門的な治療体制を有している医療機関として富山市民病院の循環器科を定め、当病院と連携して早期治療を目指しております。

椎間板内酵素注入療法

◎ヘルニコアという薬剤を椎間板内に注入することでヘルニアによる神経の圧迫を弱める治療方法です。

胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）

◎口からモノを食べることができなくなった方向けにおなかに口を造る（胃瘻）手術を実施します。当病院でも実施しております。

胃瘻造設時嚥下機能評価加算

◎胃瘻を造る際に患者様の嚥下機能（モノを飲み込み、胃に送ること）を評価し、その結果を十分に説明・相談する体制を有しております。

輸血管理料Ⅱ

◎輸血部門を設置し輸血に関する体制を有しております。

保険医療機関の連携による病理診断

◎診断や治療方針の決定に重要な病理診断を「富山病理診断ラボクリニック」と連携し行っております。

酸素の購入価格に関する届出

◎酸素を使用した診療を行うにあたり、その費用の請求に用いる購入単価、並びにその算定の基礎となる前年の購入対価と使用容量を毎年届け出しております。